

大井町地域包括支援センター
業務継続計画（BCP）
【感染症編】

令和7年3月策定

1 目的

本計画は、新型コロナウイルス等の感染症が蔓延した場合においても、サービス提供を継続するために大井町地域包括支援センター（以下センターという）の実施すべき事項を定め、平素から準備を行い、危機の発生から平常時への復旧について、応急的な対処から平常回復までの対応を計画的に行い、サービス利用者への影響を最小限にとどめる環境を整えることを目的とする。

（１） 計画の基本方針

本計画の基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保

利用者は重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じる恐れがあることに留意して感染拡大防止に努める。

② サービスの継続

利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。

③ 職員の安全確保

職員の生命を守り、生活を維持しつつ、感染拡大の防止に努める。

2 平常時の対応

（１） 体制構築・整備

区 分	役 割
管理者（福祉課長）	・ センター統括 ・ 関係部署との連絡調整 ・ 事前対策、訓練の実施
職員	・ 医療機関や他施設等、関係機関（居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、民生委員、自治会、自主防災組織、消防、警察等）との連携・物品管理・補充（体温計、消毒液、マスク等） ・ 健康管理 ・ 報告ルート、報告方法、連絡先等を事前に整理しておく。

（２） 感染防止に向けた取り組みの実施

① 厚生労働省、都道府県、関連団体のホームページから最新情報を収集する。

② 関係機関、団体等からの情報を共有・利用する。

- ③ 必要な情報を事業所内で共有・周知する。ミーティングで伝達し、情報を掲示する。重要な情報はマニュアル化し、教育を実施して徹底する。
- ④ 職員は日々健康管理を行い、感染が疑われる場合は直ちに管理者（福祉課長）に連絡する。

3 初動対応

感染疑い者が発生した際の初動対応について迅速な行動がとれるよう準備しておく。

（１） 対応主体

管理者（福祉課長）の統括のもと、職員一丸となって対応する。ただし、対策本部が発足した場合は対策本部長の指示に従う。

（２） 第１報

感染疑い者が発生した場合、速やかに管理者（福祉課長）に報告する。

【職員の場合】

- ① 自宅待機し、健康観察を実施する。
- ② 適切な時期に検査を実施する。
- ③ 今後の対応等をセンター内で共有する。

【利用者の場合】

- ① 直近のサービスの利用状況と職員との接触有無の確認。
- ② 状況について関係事業所に報告し、サービスの必要性を再度検討する。

（３） 情報伝達の流れ

区 分	連絡者	タイミング	連絡者	情報の内容
第１報	職員（職員本人の情報）	即時	管理者（福祉課長） ※閉庁時は管理者（福祉課長）の携帯電話またはLINE	・発熱等の身体状況 ・感染の２日前までの行動報告
感染確定	職員	即時	管理者（福祉課長）	・感染確定 ・身体状況
		適宜	サービス事業所	・情報提供

	職員(利用者の情報)	即時	管理者(福祉課長)	・利用者の感染確定 ・直近のサービス利用状況と職員との接触の有無
	管理者(福祉課長)	即時	職員	・感染者の情報 ・今後の対応
		適宜	大井町(子育て健康課)	・感染状況の報告 ・事業継続が困難な場合など
		適宜	小田原保健福祉事務所足柄上センター 医療機関	・感染拡大防止対策の依頼 ・医療措置

(4) 関係機関一覧

大井町地域包括支援センター 業務継続計画(BCP)【自然災害編】

11～17 頁による。

4 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査等対応中に迅速に感染拡大防止体制を確立する。

- ① 大井町(子育て健康課)、小田原保健福祉事務所足柄上センターへ感染状況を報告し、感染拡大防止策について指示をあおぐ。
- ② 当該利用者が利用しているサービス事業者へ速やかに情報提供する。
- ③ 当該利用者へのサービスを中断する場合は、家族等による支援が不可能な場合は医療機関への入院を検討する。

5 職員の確保

介護予防支援業務にかかる職員不足が見込まれる場合は優先業務を優先して対応し、勤務可能な職員では対応しきれない場合は福祉課内保健師等の協力を得る。職員の不足が見込まれる場合には早めに応援職員の要請を検討し、可能な限り長時間労働や一部の職員への業務過多にならないように配慮する。